

私立大学の寄付金獲得を支援する、「受配者指定寄付金制度」

日本私立学校振興・共済事業団 助成部寄付金課
猪股賢一

高等教育の8割を担う私立大学は、建学の精神に基づいた特色ある個性豊かで多彩な教育を実施することで、多様な人材を輩出し我が国の発展に大いに貢献してきた。しかし、長引く少子化の進行等により、私立大学の経営環境はますます厳しさを増している。

このような環境において、今後も私立大学がこれまで以上に特色ある多様な教育に取り組み発展し続けていくためには収入の多様化を図ることが不可避であり、その一方策として寄付金の獲得に努めることは、今後の重要な課題であると認識されている。しかし、私立大学の収入構造は長年、学生納付金、補助金及び手数料でその約9割を賄う状況であり、2014年度決算の状況を見ても寄付金収入はわずか2.6%に過ぎない。この傾向は、近年5年間の推移を見てもやはり大きな変化は見られず、私立大学における収入の多様化が進行しているとは言い難い状況だ。

私立大学をはじめとした私立学校に対する寄付金はどうして伸びないのだろうか。

その理由のひとつとして、私立学校に対する寄付金には、特定公益増進法人に対する寄付金以上の税の優遇措置はないと思われるということが考えられる。つまり、私立学校に対する寄付金にも、国や地方公共団体等に対して寄付をした場合と同じように、寄付金の全額が損金の額に計上できる制度が存在しているということが、意外なほど知られていないということだ。

その制度が、日本私立学校振興・共済事業団(以下私学事業団)の「受配者指定寄付金制度」である。

私学事業団の受配者指定寄付金は所得税法及び法人税法の規定に基づく財務大臣の指定(昭和40年4月30日大蔵

省告示第154号)を受けている寄付金のため、私立学校に対する寄付金も、この制度を利用すれば寄付額の全額が損金の額に算入できる。さらに、現在この制度では私立学校の資金必要時期に拘わらず常に寄付金を受け入れることが可能となっており、寄付者の事情に合わせて寄付金を支出することが可能であることから、寄付者にとって大変メリットのある制度となっている。

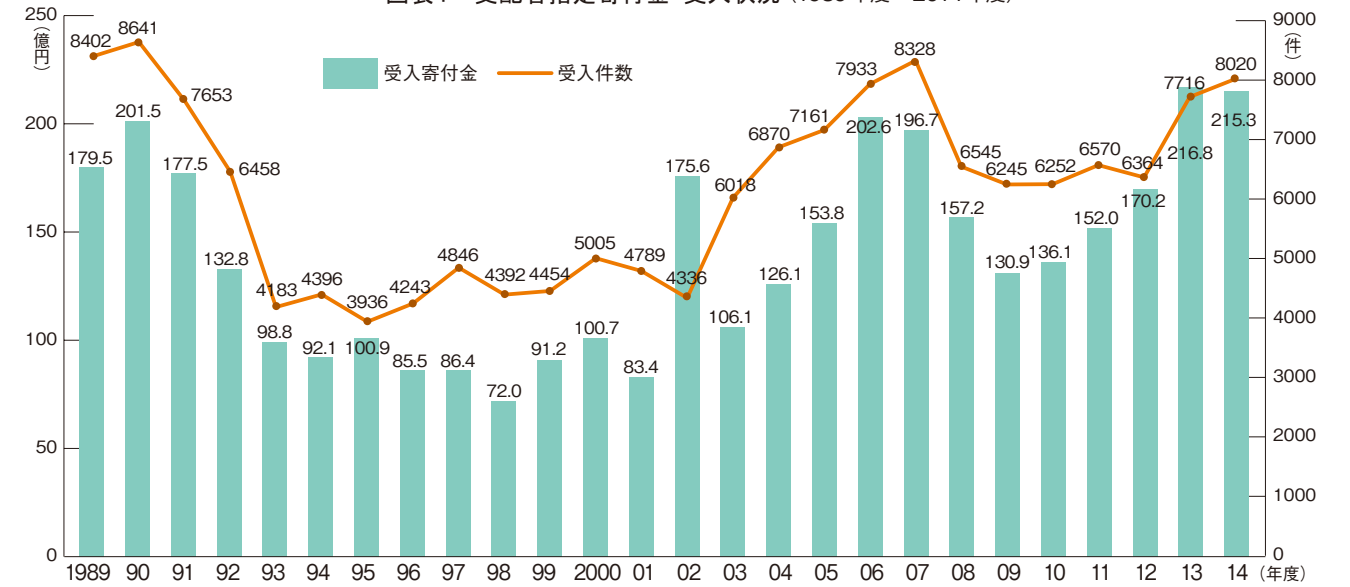
この制度は、寄付者が、寄付金の受取先となる私立学校を指定して(実際には私立学校を設置する学校法人を指定して)私学事業団に寄付をする制度であり、受け入れた寄付金は私学事業団から指定された私立学校に配付される。

なお、この制度の利用にあたっては手数料等も一切不要であり、私立学校が直接寄付金を受け取った場合と同様に寄付者からの寄付金の全額を教育や研究の費用に充てることができることから、寄付金の最終的な受け取り額に差異は生じず、私立学校にとってのデメリットもない。

私立学校に対する寄付金には、直接寄付金を受け入れた場合に、特定公益増進法人に対する寄付金としての税の優遇措置が設けられているが、多数の特定公益増進法人が存在しているなかで、私立学校がこの税の優遇措置を寄付者メリットとして掲げたとしても、多くの寄付金を獲得することは容易ではない。

受配者指定寄付金制度は、私立学校に対する寄付金としては寄付金の全額が損金となる唯一の制度であり、この制度を活用することで、より優位に寄付募集に取り組むことができる。寄付金の募集にあたっては、募金活動に有効なこの「受配者指定寄付金制度」の活用もぜひご検討頂ければ幸いである。

図表1 受配者指定寄付金 受入状況(1989年度~2014年度)



「受配者指定寄付金制度」の利用状況

この5年で、受配者指定寄付金の受入額は1.8倍に

2014年度、私学事業団では8020件215億円の寄付金を受け入れた。

1989年からの受入状況の推移を示したものが、図表1となる。受配者指定寄付金は、主に企業など法人からの寄付が多く、図表期間中には特定の学校が一時期に多額の寄付金を獲得したことによる影響が一部あるものの、概ね景気動向に一致している傾向が見られる。特に近年5年間の動きに注目して見ると、この制度を利用した寄付金額は大幅に増加し、2013年度には過去最高の金額となった。2014年度の受配者指定寄付金受入額を見ても、4年前の2010年度に比べて1.6倍、大学を設置する学校法人に限ると、1.8倍に伸びている。

しかし一方で、この制度を利用している学校法人の数をみると、2014年度の受入学校法人数は439法人であり、2010年度の341法人に比べて1.3倍。このうち大学を設置する学校法人に限って見ても、2014年度は

244法人と2010年度の191法人と比べてやはり1.3倍に過ぎず、寄付金受入額の伸びほどには増加していない(図表2)。また、この制度の利用法人数も増加傾向にはあるものの、学校法人の全体数から見ればまだ少なく、大学を設置する学校法人に限って見ても44%(2014年度大学を設置する法人数555法人)に過ぎない状況となっている。

受配者指定寄付金の金額や件数が大きく増加している状況に比べて、利用法人数がそれほど増加していないという事実は、私学事業団による制度周知のための努力不足によるところも大きいと認識している。しかし、現在のところ、元々寄付金募集に積極的に取り組んでいる私立学校だけがこの制度を積極的に活用して寄付金を獲得している状況であるとも言え、学校法人全体に対して制度を利用している法人数がまだ少ないことから、冒頭に述べたように全体の収入構造における寄付金比率の変化としては表れてこないという状況も見とれる。

図表2 受配者指定寄付金 取扱実績

区分	法人種別						全体計
	大学	短大・高専	高校・中学・小学・特別支援	幼稚園	専修学校		
2010年度	受入学校法人数	191	11	97	14	28	341
	件数	4649	96	923	440	144	6252
	受入額(百万円)	9218	208	1470	1681	1037	13615
2014年度	受入学校法人数	244	15	126	26	28	439
	件数	5997	536	1257	135	95	8020
	受入額(百万円)	16731	286	2766	811	940	21534

私学事業団としても、私立学校の寄付募集に資するためこの制度の広報活動に取り組んでいくが、近年は私立学校の方々や寄付をしようとする方からの問い合わせも確実に増えている。こうして受配者指定寄付金の金額や件数が増加している理由には、私立学校の方々の寄付募集に対する取り組みの努力や関係者の尽力による制度改善への取り組み等が大きく影響していることは明らかだ。また、私立学校の方々からだけではなく、税理士や会計士、企業の方々からの問い合わせも多く、この制度への関心の高さを感じており、私立学校の方々の努力との相乗効果により、今後も受配者指定寄付金は増加するのではないかと期待しているところである。

受配者指定寄付金の活用事例

【金沢工業大学】

地域との「産学連携教育」を推進する仕組みとして、プロジェクトに組み込み

受配者指定寄付金は、主に企業等法人からの寄付金を対象としている。私立学校が取り組む特色ある多彩な教育や研究の取り組みは、人材育成やイノベーション等の観点からも多くの企業等から注目されている。また地域社会との連携を図るうえでも、関係する多くの企業等が存在することから、こうした取り組みを支えるひとつの仕組みとして寄付金を募る方法がある。

多くの私立学校がこうした取り組みを実施しているが、ここでは、金沢工業大学の取り組みをひとつの事例としてご紹介したい。

金沢工業大学には、学園が将来にわたって「社会にとって必要とされる学園」、「学生にとって魅力ある学園」であり続けるための教育研究充実計画として、工学アカデミア計画がある。この工学アカデミア計画では、学術研究や教育の充実・発展を目的とする寄付金の募集に取り組んでおり、その支援によって社会に貢献する教育研究の推進に努めている。

その事業のひとつに「夢考房プロジェクト事業」がある。この「夢考房プロジェクト事業」は、学園の教育目標である「自ら考え行動する技術者の育成」を実現するための不可欠な教育実践のひとつに位置づけられており、金沢工業大学と企業による「産学連携教育」を重視するなかで、学生は学

内や企業で学んだ成果を具体化し、それを後輩に引き継いでさらに後輩が学ぶという新たな価値を創造する斬新な教育プログラムだ。

金沢工業大学は、このプロジェクトに取り組む学生を応援するための寄付金を積極的に募集しており、この事業に対する寄付者が企業等の場合には、受配者指定寄付金として取り扱っている。

金沢工業大学の受配者指定寄付金の利用状況を見ると、地元の企業を中心に、大変多くの企業から寄付金を獲得しており、2014年の受配者指定寄付金では90件の寄付金を獲得しているが、そのほとんどが地域に関わる企業であることから、掲げた理想通り、地元の企業からの応援というかたちで金沢工業大学へ寄付が集まっている状況が見てとれる。

こうした取り組みは、地域企業をはじめとしたステークホルダーにより私立学校の活動が支えられていることの証である。地域企業等ステークホルダーに私立学校の特色ある教育研究の取り組みを知っていただき、さらに私立学校の取り組みに対する応援の輪が広がるという好循環を生み出すことができれば、寄付金はさらに拡大するのではないだろうか。

私学事業団としても、私立学校の特色ある教育研究の取り組みと寄付金の関係については、今後も注目していきたいと考えている。



私立大学の寄付金獲得を支援

「受配者指定寄付金制度」の主な要件や対象となる事業等は以下に記す通りだが、利用に関する相談については、ゼ

図表 3



ひ私学事業団助成部寄付金課までお問い合わせ頂きたい。私立学校の方々が寄付募集に活用できるよう、受配者指定寄付金のパンフレットも用意している(図表3)。

2016年度には、各私立学校における寄付金の募集の状況を一覧で確認でき、また、寄付をしようとする方が様々な条

件で寄付募集内容を検索できる、私立学校寄付金ポータルサイト(仮称)を開設する予定だ。

今後も、私学事業団では、私立学校の皆様が寄付金募集に取り組み、さらに発展を遂げられるよう応援していきたいと考えている。



「受配者指定寄付金制度」に関わる諸条件

○受配者指定寄付金利用の主な要件

- ①寄付金が広く一般に募集され、寄付者が当該寄付により特別な利益を受けていないこと。
- ②不当な税の軽減を企図したものではないこと。
- ③寄付者の子弟等の入学に関する寄付ではないこと。
- ④教育の振興その他公益の増進に寄与するための支出で、緊急を要するものに充てられることが確実であること。
- ⑤既に事業が終了している事業に充てる寄付金でないこと。

○寄付金の配付対象となる事業

配付の対象となる事業は、学校法人が設置する学校(幼保連携型認定こども園を含みます)及び専修学校(授業時間数が2000時間以上の高等課程又は1700時間以上の専門課程を設置するものに限り)が行う、教育若しくは研究に必要な費用又は基金に充てるために実施する次の事業です。

1. 既設学校法人の設置する既設学校が実施する事業
 - ①教育研究に要する経常的経費
 - ②寄付講座等基金
 - ③教育研究基金
 - ④敷地、校舎その他附属設備の取得費
 - ⑤①及び④に要した借入金の返済費用
 (注)②③の基金には、「取崩し型基金」を含みます。
2. 既設学校法人が新たに学校等(学部、学科等)を設置するための事業
 - ①敷地、校舎その他附属設備の取得費
 - ②初年度経常経費
 (注)学校等の設置で受配者指定寄付金を利用する場合は寄付行為変更認可が必要です。

学校法人を新たに設立し、学校等を設置するための寄付金は、受配者指定寄付金の対象とはなりません。

○個人からの寄付金の取り扱いについて

「受配者指定寄付金制度」の対象とはなりますが、税の優遇措置の内容は「特定公益増進法人」への寄付と同じです(税額控除の対象とはなりません)。税額控除には一定の要件が必要ですが、2015年度税制改正により要件が大幅に緩和されました。受配者指定寄付金を利用した寄付金は、この要件判定基準となる寄付者数の対象から除外されますので、個人からの寄付は、学校法人が直接寄付金を受領することをお勧めいたします。

学校法人等に対する寄付に係る優遇措置一覧(参考)

寄付の受け手	寄付者	法人	個人
学校法人(私立学校)	受配者指定寄付金	寄付金の全額が損金算入できる	[所得控除] =寄付金額(総所得の40%が上限) - 2000円を所得から控除
	特定公益増進法人(注1)	[損金算入限度額] =(資本金×0.375%+当該年度所得×6.25%)×1/2 (注2)	同上
	一定の要件を満たした学校法人(注3)		[所得控除] =寄付金額(総所得の40%が上限) - 2000円を所得から控除 [税額控除] = 寄付金額 - 2000円 × 40%を所得税額から控除(所得税額の25%が限度)
国立大学法人(国・地方公共団体)		寄付金の全額が損金算入できる	[所得控除] =寄付金額(総所得の40%が上限) - 2000円を所得から控除
その他の法人等		[一般の損金算入限度額] =(資本金×0.25%+当該年度所得×2.5%)×1/4	所得控除は認められない

- (注1) 「特定公益増進法人」である証明を所轄庁より受ける必要があります。
 (注2) 「特定公益増進法人」への寄付の損金算入限度額を超える部分の金額は、「その他の法人等」への寄付として損金算入ができます。
 (注3) 租税特別措置法施行令第26条の28の2第2号に定められた要件を満たすものとして所轄庁の証明を受ける必要があります。(2011年度税制改正)

- ※2015年度税制改正により対象となる要件が緩和されました。
 ※緩和後の要件
 ①寄付金収入金額が経常収入金額の20%以上または
 ②3000円以上の寄付金を支出した者(判定基準寄付者数)が年平均100人以上。ただし、実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5000人未満の事業年度がある場合、当該事業年度の寄付者数は(ア)の通り計算し、かつ(イ)の要件を満たすこと。
 (ア) 判定基準寄付者 = 実際の寄付者数 × 5000 ÷ 定員等の総数(当該定員等の総数が500未満の場合は500)
 (イ) 寄付金額が年平均30万円以上

受配者指定寄付金制度の詳細は、私学事業団ホームページ[助成業務▼寄付金▼受配者指定寄付金]まで。